

EIL サポーター奨学金制度 2025 年派遣生 募集要項

1.趣旨 2025 年夏出発 EIL 高校生交換留学プログラムに参加する生徒のうち、以下の対象者・派遣希望国の生徒に対して、EIL への寄付を原資として支給します。
(冬出発プログラムは対象となりません)

対象者：経済的支援が必要とされ、以下の派遣国への交換留学を希望する生徒
派遣国：アメリカ、イタリア、エストニア、タイ、フランス、ベルギー、メキシコ

2.応募資格 以下の条件を満たす者

- ① 学業、人物とも優秀で、交換留学プログラムの主旨を理解し、参加を強く希望する心身ともに健康な者
- ② 経済的支援が必要とされる生徒（家計基準あり 資料参照）
- ③ 2025 年 EIL 高校生交換留学プログラムの応募基準を満たしている者
- ④ 中学校 1 年から現在までの学業成績において、学年末成績および在籍学年最新学期成績で 5 段階評価中 1 および 2 を取得していないこと。
- ⑤ 中学校 1 年から現在まで、1 学年の欠席 8 日以内、遅刻・早退 8 回以内

3.支給額 1 名あたり 150 万円を上限としたプログラム参加費用

4.支給人数 若干名

5.選考流れ

	時期	内容
出願	2024 年 6 月 4 日（水） ～9 月 17 日（火）必着	本要項「7. 提出書類」の内容を確認し、出願してください
第一次選考	6～9 月の各月選考試験日 (参照：パンフレット p.29)	英語応用力試験（ELTiS2.0）ならびに面接（保護者同伴） ※EIL 高校生交換留学プログラム選考試験会場の中から受験地区を選択できます。 ※会場までの交通費は自己負担となります
第二次選考	10 月上旬頃	書類・英語試験結果・面接内容による選考 ※一次選考通過者の中から総合的に判断します。
最終選考	10 月中・下旬頃	面接（本人） ※追加で家庭訪問を行う可能性があります ※オンラインで実施予定
合格通知	11 月上旬頃	

※ 一次選考および最終選考の詳しい日程・会場については別途書面でお知らせ致します。

本奨学金の第一次選考は EIL 高校生交換留学プログラムの二次試験と共通です。試験内容については、EIL 高校生交換留学プログラム募集パンフレット p29 を参照してください。

6.決定 2024 年 11 月上旬までに、提出書類及び選考試験の結果により、選考委員会において決定します。参加申込書提出をもって奨学生に内定となります。

※決定にあたり、選考過程についてのいかなる問い合わせにも応じることはできません。

- 7.提出書類**
- ①パンフレット P30 に記載のプレエントリーを行ってください。
 - ②プレエントリー後、自動返信メールが届くので、指示に従って応募フォームにて必要事項を送信してください。
 - ③受験月の応募締め切りまでに以下を郵送にて EIL 東京事務所（東京都文京区小石川 2-5-12）に提出してください。
 - (1) 学校の先生からの評価表（パンフレット p.32 の所定用紙またはオンライン提出）
 - (2) 中学 1 年から 3 年までの学年末の成績および出欠状況のわかる通知表のコピーまたは成績証明書
 - (3) 在籍学年の最新学期までの全ての高等学校成績および出欠状況のわかる通知表のコピーまたは成績証明書※(1)～(3)の提出方法・書類についてはパンフレット p.29-30 をご参照ください。
 - (4) EIL サポーター奨学金制度 志願書（ダウンロードした所定用紙）
 - (5) EIL サポーター奨学金制度 推薦書（ダウンロードした所定用紙・封緘されているもの）
 - (6) 住民票の写し（3 ヶ月以内発行の謄本）
 - (7) 生計維持者全員分の所得証明書（令和 6 年度分・全項目記載）の写し
 - (8) 課題作文 - 以下 a～c のテーマを含めて 1600 字以内
パソコンで原稿用紙レイアウトを使用して作成し、印刷して提出すること。
テーマ
 - a. 交換留学を志望する理由
 - b. 将来どのような進路選択を希望しているか
 - c. 留学経験はその進路にどのように活かされるのか

8. その他費用

アメリカ派遣希望者、また英語検定 2 級を保持していない場合は ELTiS2.0 の受験が必要です。その際、ELTiS2.0 受験料 3,300 円の支払いが発生します。

また、プログラム費用が 150 万円以上のプログラムに申し込む場合は、超過した分は自己負担となり、2025 年 2 月末までに支払いが必要となります。

さらに、留学に係る費用としてプログラム参加費以外に以下の費用が自己負担となります。①～⑦合計の目安として最低でも 50 万円程度の費用負担があります。

① 旅券・ビザ申請諸費用

ビザ申請にあたり、本人および保護者が大使館または領事館への出頭を求められる場合があります。

- ② 英文健康診断書作成、予防接種費用
派遣先国より各種予防接種の接種が求められる場合があります。輸入ワクチンでは、1本あたり1～2万円前後する場合があります。
- ③ オリエンテーション参加に伴う会場までの交通費
- ④ 自宅から成田空港または羽田空港までの往復の交通費
- ⑤ 現地受入校の授業料は免除されますが、実験・実習費、教科書代、制服代、通学交通費等、一定額の学校経費の負担を求められる場合があります。
- ⑥ 海外旅行保険料（20万円～30万円程度）
- ⑦ 個人的経費（お小遣い等）
- ⑧ 現地事前研修費（必須での受講の場合）

9.義務 奨学生には、留学中および帰国後の写真付きレポートを提出していただきます。また、帰国報告会への出席が義務付けられます。提出されたレポートは奨学金の原資である寄付を行った方々に報告され、活動の様子などはEILホームページ等に掲載されます。その際、本名および学校名が記載されます。

10.その他

- ① 応募書類は（公社）日本国際生活体験協会（EIL）に帰属し、協会発行の印刷物に使用される権利を（公社）日本国際生活体験協会（EIL）が保有し、返却いたしません。
- ② 内定後に、応募内容に虚偽が発覚した場合は留学開始後であっても合格取り消しとなり、それまでにかかった留学経費が請求されます。
- ③ 本奨学金に合格した場合、EIL 留学生奨学金、EIL 留学帰国生報奨制度には応募できません。また、本留学に係るいかなる給付型奨学金との併願も認められません。

2025年派遣 EIL サポーター奨学金 家計基準

家計の生計維持者（父母がいる場合は父母両名）の収入・所得金額（合算）が選考の対象となります。以下がその金額の上限となります。なお、生計維持者が給与所得者（会社員、公務員等）か、給与所得以外（自営業、個人事業主等）によって上限額が異なります。

※ここでは世帯人数を本人、親、未就学および就学中（小学校～大学院）の兄弟の合算人数をいいます。

【生計維持者が2名いる世帯の場合】

世帯人数	想定される世帯構成	生計維持者が給与所得者の世帯 (年間の収入金額)	生計維持者が給与所得以外の世帯 (年間の所得金額)
3人	本人、親①、親②	716万円	536万円
4人	本人、親①、親②、兄弟1人	776万円	592万円
5人	本人、親①、親②、兄弟2人	865万円	667万円

【生計維持者が1名いる世帯の場合】

世帯人数	想定される世帯構成	生計維持者が給与所得者の世帯 (年間の収入金額)	生計維持者が給与所得以外の世帯 (年間の所得金額)
2人	本人、親	761万円	546万円
3人	本人、親、兄弟1人	821万円	601万円
4人	本人、親、兄弟2人	910万円	680万円

※注意事項

- ・父母がいる場合は、原則として父母（2名）が「生計維持者」となります。父又は母のみ（ひとり親）の場合は、原則、その人が「生計維持者」です。これらの場合、学生本人との同居・別居の別、収入の有無・多寡は問いません。父母ともいない場合は、学生本人の学費や生活費を負担している人（複数いるときは主な人）1名が「生計維持者」となります。
- ・生計維持者が2名いて給与所得者と給与所得以外の場合、主に生計を支えている人（所得額が高い方）の所得内容によって応募の可否は判断されます。
- ・主に生計を支えている人の収入が、給与所得と給与所得以外がある場合は、給与所得以外の世帯として判断されます。
- ・父母が離婚しており、親権のない父または母と同居している場合は、父母両方を生計維持者と見なします。
- ・父母が離婚後に再婚していて同居している場合は、親権がない方（再婚相手）も生計維持者と見なします。再婚には事実婚も含まれます。

上記表にて当てはまらない世帯構成の場合は、別途事務局までお問合せください。